

鳥取県告示第125号

山村振興法（昭和40年法律第64号）第11条第1項の規定に基づく市道の改築に関する工事を次のとおり廃止するので、山村振興法施行令（昭和40年政令第331号）第4条第2項の規定により告示する。

平成22年3月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	工 事 区 間	工 事 の 種 類	工 事 の 廃 止 の 日
倉吉市道 野添1号線	倉吉市関金町明高字今屋敷通720地先から同市関 金町明高字宮ノ前727地先まで	改築	平成22年3月16日